

令和元年10月11日
四国地方整備局

建設業者に対する監督処分について

国土交通省四国地方整備局長は、下記のとおり建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	代表者	所在地	許可番号
株式会社フソウ	野村 充伸	香川県 高松市	国土交通大臣許可 (特-27)第3781号

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 期間

令和元年10月29日から令和元年12月27日までの60日間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

全国における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

(注1)「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

(注2)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

3. 処分理由

株式会社フソウの社員(当時九州支店建設営業部課長)は、築上町が平成28年7月19日に執行した「築上町し尿処理施設建設工事」の条件付一般競争入札に際し、株式会社九電工(以下「九電工」という。)が同工事を受注後、同社に1000万円の利益を供与することを条件に、同入札を成立させ、九電工に同工事を落札させようと考え、共謀の上、公正な価格を害した。これが、刑法第96条の6第2項の規定に違反するものとして、令和元年7月8日に福岡地方裁判所から談合罪による懲役10ヶ月(執行猶予3年)の判決を受け、その刑が確定した。

このことが、法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

(問合せ先)

四国地方整備局 建政部

計画・建設産業課 課長

相澤 洋 (内線6121)

◎建設専門官 四宮 幸一 (内線6144)

電話 (087) 811-8314

◎主たる問い合わせ先